

見附市民俗文化資料館運営規則をここに公布する。

令和5年3月31日

見附市長 稲田 亮

見附市規則第19号

見附市民俗文化資料館運営規則

(目的)

第1条 この規則は、見附市民俗文化資料館条例（昭和55年見附市条例第6号）第3条の規定に基き、見附市民俗文化資料館（以下「資料館」という。）の管理運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(開館時間)

第2条 資料館の開館時間は、午前10時から午後5時までとし、館長が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 資料館の休館日は、次のとおりとする。

- 2 毎週月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）とする。
- 3 12月29日から翌年の1月3日まで
- 4 前2項にかかわらず、館長が必要と認めたときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、館長が、市長の承認を得て、別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。